

重 要

埼医業 I 第 3091 号
令和 7 年 3 月 28 日

会員医療機関各位

埼玉県医師会長 金井 忠男
(担当常任理事 高木 学)
(公印省略)

風しん第 5 期に係る定期予防接種相互乗り入れ事業 における注意喚起について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、風しんの追加的対策の終了に伴う疑義解釈が示され、「風しんの抗体検査及び第 5 期の定期接種に係る委託契約」(集合契約) は、令和 7 年 3 月 31 日までとなり、令和 7 年度以降に接種を行う場合は、自治体と医療機関との個別契約に基づき、通常の定期接種と同様の請求・支払手続きとなります。

なお、風しんの抗体検査について、国の事業による対象者だった方は、令和 7 年 4 月 1 日以降、県の事業として実施されることとなります。この場合、抗体価が低い方への接種費用は接種者の自費となりますので、予めご留意くださいますようお願い申し上げます。

また、埼玉県住所地外定期予防接種相互乗り入れ事業については、令和 7 年 6 月 1 日より対象となり実施される予定ですが、4 月 1 日から 5 月 31 日までの期間については、乗り入れ事業の対象には含まれません。この期間中に実施される接種については、乗り入れ事業を通じた支払が行えなくなりますので、十分ご注意いただきますようお願い申し上げます。

担当：業務課 業務 I 担当 森田
電話：048-824-2611
FAX：048-822-8515

風しんの追加的対策の今後の取扱いについて

